

# 浪速さくら保育園 重要事項説明書（令和7年度）

保育の提供の開始にあたり、当園における利用者への説明内容は下記のとおりです。  
（在園中は保管ください。）入園に当たっての詳細は「入園のしおり」を参照ください。

## 1 施設運営主体

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 名 称   | 社会福祉法人 西成若草会    |
| 所在地   | 大阪市西成区千本南2-9-12 |
| 電話番号  | 06-6659-0091    |
| 代表者氏名 | 理事長 小澤 力        |

## 2 利用施設

|            |   |
|------------|---|
| 施設の種類      | 保育所   |
| 施設の名称      | 浪速さくら保育園  |
| 施設の所在地     | 大阪市浪速区幸町3-3-14 CriceNikko 幸町Ⅲ   |
| 連絡先        | 電話番号 06-6562-7711<br>FAX 06-6562-7711   |
| 管理者        | 園長 平村 晶子  |
| 対象児童       | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、<br>保育を必要とする小学校就学前児童  |
| 認可定員       | 0歳児 4人 1歳児 6人<br>2歳児 10人 3歳児 11人<br>4歳児 11人 5歳児 11人   |
| 利用定員       | 満3歳以上の児童 33人<br>満1歳以上満3歳未満の児童 16人<br>満1歳未満の児童 4人  |
| 開設年月日      | 2007年 4月 1日   |
| 事業所番号      | 2710051003129   |
| ホームページアドレス | <a href="http://park19.wakwak.com/~sakura-naniwa/">http://park19.wakwak.com/~sakura-naniwa/</a> |

## 3 施設の目的・運営方針

浪速さくら保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

| 施設 | 構造             | 延べ面積    |
|----|----------------|---------|
| 本園 | 鉄骨造10階建のうち2階3階 | 198.93㎡ |
|    |                |         |

##### (2) 主な設備(本園)

| 設備  | 部屋数 | 備考                  |
|-----|-----|---------------------|
| 乳児室 | 1室  | 午睡室 乳児ベット           |
| 保育室 | 2室  | 手洗い2カ所 こども用トイレ 沐浴設備 |
| 調理室 | 1室  | 本園2F 調乳設備           |

#### 5 提供する保育等の内容

当園は、国の新保育所保育指針を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

##### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

##### (2) 浪速さくら保育園の目指すこども像

健康なこども

なかま(ともだち)とともに育ちあえるこども

自分で考え意欲的なこども

##### (3) 送迎

送迎時、車に注意して門の開・閉は大人が行い、こどもさんと一緒に行動して下さい。

自転車は譲り合って駐輪して下さい。

降園の際は、速やかに園から離れてください(集まってのお喋りなどはおやめください)

#### 6 職員の職種、職員数及び職務の内容

| 職種                | 職務の内容                | 職員 | 備考    |
|-------------------|----------------------|----|-------|
| 園長                | 園務をつかさどり、所属職員を監督     | 1  |       |
| 主任                | 園長の補助及び地域支援事業        | 1  |       |
| 副主任               | 主任の補助等               | 1  |       |
| 保育士               | 乳幼児の保育の実施            | 8  |       |
| 看護師               | 園児・職員の健康管理・安全管理      | 1  |       |
| 調理員・栄養士           | 離乳食・給食・おやつ作成・献立表     | 3  | 栄養士3名 |
| 子育て支援員<br>保育補助・清掃 | 保育補助・送迎時の見守り・室内の清掃など | 4  |       |
|                   |                      |    | 計19名  |

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

| 職 種     | 勤務体系                        |
|---------|-----------------------------|
| 園長      | 正規の勤務時間帯（8：00～19：00 の間の8時間） |
| 主任      | 正規の勤務時間帯（7：00～19：00 の間交代勤務） |
| 保育士・看護師 | 正規の勤務時間帯（7：00～19：00 の間交代勤務） |
| 調理師・栄養士 | 正規の勤務時間帯（7:00～19:00 の間交代勤務） |
| 調理員     | 正規の勤務時間帯（8：00～19:00 の間交代勤務） |

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

## 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、**7時から18時**までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定し「保育必要時間決定承認書」を発行します。）

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、**18時から19時**までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、「延長保育事業利用申請書」を提出いただき、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、**8時半から16時半**までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定し「保育必要時間決定承認書」を発行します。）

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、**7時から8時半**まで又は**16時半から19時**までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、「延長保育事業利用申請書」を提出いただき、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

※就労状況の変更などで「保育の提供時間が変更」になった場合は直ちに申し出ください。

短時間認定になった日付より上記時間外保育の提供となり、別途負担が発生します。

## 9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

### (1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は毎日食事の提供を行います。(幼児は年2回程度の戸外活動時は弁当)  
園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

|     | 午前間食   | 昼食      | 午後間食 | 備考    |
|-----|--------|---------|------|-------|
| 0歳児 | 9時30分頃 | 11時頃    | 15時頃 | 果物 牛乳 |
| 1歳児 | 9時30分頃 | 11時頃    | 15時頃 | 果物 牛乳 |
| 2歳児 | 9時30分頃 | 11時半頃   | 15時頃 | 果物 牛乳 |
| 3歳児 |        | 11時30分頃 | 15時頃 | 果物 牛乳 |
| 4歳児 |        | 11時30分頃 | 15時頃 | 果物 牛乳 |
| 5歳児 |        | 11時30分頃 | 15時頃 | 果物 牛乳 |

※ 献立表は毎月別途お知らせします。(別途 乳児献立表・アレルギー児用献立表有)

※ 1歳のお誕生日を迎えてから、午前と午後のおやつを提供します。

(3) アレルギー対応状況 (食材の個別対応については運営費の給食単価の範囲内)

除去食及び代替食に対応 (医師の指導により実施)

食物アレルギー対応マニュアル有 (アレルギー懇談実施)

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば必ずご連絡ください。

(4) 宗教食

宗教食の対応を致します。(食材の個別対応については運営費の給食単価の範囲内)

## 10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担 (0.1.2歳児の保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、0~5歳児について別表に掲げる費用を負担していただきます。  
お支払方法については、別途お知らせします。

## 11 特別支援教育・保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもたちと共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援保育を行っています。

## 12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され、支給認定を受けた保護者が「入園のしおり」「重要事項説明書」等の説明を受け、利用を開始してください。

## 13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科、小児科

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 医療機関の名称   | たいしょう生協診療所      |
| 医院長名又は医師名 |                 |
| 所在地       | 大阪市大正区千島1-20-12 |
| 電話番号      | 06-6552-1197    |

### (2) 歯科

|           |                |
|-----------|----------------|
| 医療機関の名称   | ひらお歯科          |
| 医院長名又は医師名 | 平尾 清司          |
| 所在地       | 大阪市港区夕風2-10-24 |
| 電話番号      | 06-6599-0525   |

## 15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。(緊急時マニュアル参照)

台風や非常災害の際などは「Jモバイル」にて一斉連絡を行います。

## 16 非常災害時の対策

|         |  |
|---------|--|
| 非常時の対応  | 別途に定める、消防計画書及びマニュアルにより対応いたします。   |
| 防災設備    | ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有<br>・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有<br>・非常用電源 有<br>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。  |

## 17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回～2回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

## 18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|               |  |              |               |
|---------------|--|--------------|---------------|
| 当園<br>ご利用相談窓口 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 園長、主任、事務長 苦情はどの職員でも受け付けます。</li> <li>・電話番号・ファックス 06-6562-7711</li> <li>・園内の意見箱の他に随時匿名及びメールでの苦情を受け付けます。</li> </ul> |              |               |
| 第三者委員         | (所属)   | 電話番号         |               |
|               | 大阪私立保育連盟<br>社福)西成若草会   | 役職等 会長 近藤 遼  | 06-6761-1171  |
|               |  | 役職等 監事 池下 彰信 | 090-2109-9245 |

※ 当園相談窓口及び直接上記第三者委員への相談も受け付け、解決に至ります。

## 19 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

|       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 保険の種類 | ① 障害保険 ②賠償責任保険 ③スポーツ保険              |
| 保険の内容 | 園内での怪我事故での通院(180日を限度) 食中毒・怪我などのお見舞金 |
| 保険    | 園負担 ③のスポーツ保険は一部保護者負担                |

## 20 園児の利用状況(毎年度4月1日現在)

|     | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度(予定) |
|-----|--------|--------|------------|
| 0歳児 | 2人     | 2人     | 3人         |
| 1歳児 | 3人     | 6人     | 6人         |
| 2歳児 | 10人    | 8人     | 5人         |
| 3歳児 | 15人    | 9人     | 9人         |
| 4歳児 | 16人    | 13人    | 7人         |
| 5歳児 | 16人    | 15人    | 10人        |

## 21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

| 項目        | 受審、実施状況  | 受審、実施結果    |
|-----------|----------|------------|
| 第三者評価受審状況 | 平成26年度受審 | 27年3月に公表済み |
| 第三者評価受審状況 | 令和4年度受審  | 令和5年4月公表済み |
| 自己評価の実施状況 | 毎年度実施    | 9月・年度末     |

## 22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨 なし

## 23 当園におけるその他の事項

浪速さくら保育園保護者会(会則参照)―会員は園児の保護者をもって構成され、「こどもの幸せを図るための取り組み」を目的とし保育園と共催行事の取り組みなど、会則に沿って自主活動しています。会費は共催行事の取り組みの際のこどもへのプレゼントや運動会のメダルなどに使用されます。(保護者会会計は保護者会役員の会計係りが担い、保育園とは別に独自の会計です。)

## 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

| 項目                   | 内容、負担を求める理由及び目的  | 金額（令和6年度の参考☆令和7年度 <u>予定価格</u> ）  |
|----------------------|--|--|
| 幼児給食費に係る費用           | 給食費（2号認定の幼児）   | 月額（主食費 1500円 副食費 5000円）<br>事前申出 1か月欠席徴収無   |
| 郊外行事に係る費用            | 遠足の交通費—バス・電車＝<br>実費<br>施設利用料—実費<br>4・5歳児合宿費用—実費        | バス遠足—3000円<br>電車遠足—500円<br>合宿費用—4歳児—2000円 程度<br>5歳児—3000円 程度   |
| 保育用品に係る費用☆           | 個人持ちのお道具箱<br>帽子・スモック・ペン<br>はさみ・のり・お絵かき帳・<br>4・5歳児セロテープ | スモック—0歳児 1,200円<br>1歳児～3歳児 2000円<br>黄帽子 1,200円<br>3歳児以上—お道具箱 810円<br>粘土 370円・粘土ケース 360円<br>マーカー8本組 740円<br>マーカー単品 100円<br>はさみ 520円 のり 350円<br>お絵かき帳 230円 セロテープ 200円<br>連絡ノート 800円 避難靴 300円 |
| 登降園カード再発行<br>フェリカカード | 入所後1枚は支給。<br>破損・紛失の際は実費にて<br>再発行                       | ☆再発行カード代 500円  |
| 災害共済給付保険費用           | スポーツ共済保険   | 保護者 250円 保育園 115円 計 365円   |

## 2 時間外保育に係る利用者負担

標準時間保育認定—毎月 2,900円(1回から5回までは1回につき500円)

短時間保育認定—1時間につき300円 2時間は600円 18時以降は標準時間と同様

※ 上記費用は、毎月指定の口座からの引き落としになります。  
(引き落としは、ゆうちょ口座のみになります)

3、浪速さくら保育園保護者会 23 当園におけるその他の事項参照

保護者会費（保護者会独自会計 会費は会則参照）

本「重要事項説明書」について説明後、教材注文確認書の同意書にサインをお願いします。